

## 改正健康増進法の政省令案に対する意見等

### 1. 団体の概要と現状

私ども団体は、全国5万3千店の中小零細なたばこ店で組織しております。

私どもの全国の組合員は、長年、愛煙家のみならず地域社会において「街の灯台」として親しまれてまいりました。しかし、昨今その経営は大変厳しい状況で、年々悪化の一途を辿っております。全国のたばこ販売数量はピーク時の約3,300億本から、現在は約1,900億本まで減少し、これに伴い全国の組合員数も減少の一途を辿っております。

そのような厳しい事業環境の中でも、平成28年にはたばこ税総額で2兆1,154億円（国たばこ税9,142億円、地方たばこ税1兆598億円、たばこ特別税1,414億円）が納められております。私たち団体や全国の組合員としても、たばこ事業法第一条にある、「我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資すること」の一翼を担っていることに自信と誇りを持ち、日々、地域とともに生活しているところです。

近年、受動喫煙防止対策に関する議論が国や地方自治体で行われておりますが、我々も望まない受動喫煙を防止することについては異論を唱えるものではございません。たばこを吸われない方々にも配慮した分煙社会の実現に向け、屋外喫煙場所の整備等の取り組みを積極的に行っております。しかしながら、一律で過度な喫煙規制は消費機会の損失に直結し、我々たばこ販売店における売上減少が今まで以上に加速、まさに死活問題となることが容易に予測されます。また、たばこ税収の減少により、国民の皆様の生活にお役立ていただく予算にまで影響を及ぼすこととなります。

改正健康増進法の運用を定める政省令の策定にあたっては、事業者や国民の生活実態に則した柔軟な対応が可能となるようご配慮いただくとともに、愛煙家の方々を一方的に排除することなく、また、科学的根拠に基づいた内容としていただきますよう、強くお願い申し上げます。

### 2. 政省令案に対する意見

#### 加熱式たばこ専用喫煙室における煙の流出防止基準について

政省令の案では、喫煙専用室等で必要となる煙の流出防止措置として、入口における室外から室内への風速が0.2m/秒以上であること等が定められており、紙巻たばこと加熱式たばこが同様の扱いとなっております。加熱式たばこは煙が少なく、においも少ないため、お客様からも大変よろこばれており、我々たばこ販売店の売上にも寄与している製品です。

また、紙巻たばこと比較して健康懸念物質を9割以上削減する等、各たばこメーカーも企業努力を行っております。厚生労働省も「販売されて間もないこともあり、現時点まで

に得られた科学的知見では、加熱式たばこの受動喫煙による将来の健康影響を予測することは困難。このため、今後も研究や調査を継続していくことが必要」と、ホームページで現時点での評価を公開していることに加え、改正健康増進法が可決成立した際の附帯決議にも「最新の科学的知見に基づいた基準を定めること」と記載されております。そのような中で、科学的根拠もないままに紙巻たばこを加熱式たばこを同様に扱うことは早計であり、全国の数多くの事業所やサービス業の施設等における費用負担等、影響を受ける事業者を十分に考慮した運用がなされるべきと考えます。

#### 屋内排気の容認について

政省令の案では、喫煙専用室等で必要となる「煙の流出防止措置」として、たばこの煙が屋外に排気されていること等が定められておりますが、「施行時点で既に存在している建物であって、管理権原者の責めに帰することができない事由によって上記基準を満たすことが困難な場合にあっては、たばこの煙の流出防止にかかる技術的基準について一定の経過措置を設ける」と記載されております。

施設によっては、建物の構造上の理由により屋外排気が困難である場合や、工事に高額な費用が発生する場合もあると認識しております。また、メーカーの技術革新により空気清浄機の性能も高まっており、たばこの煙由来の粉じん、ガス状物質やにおいを95%以上除去できる技術が確立されているため、一定以上の性能を有する空気清浄機が設置されていれば、屋内への排気を認めていただきますようお願いいたします。

#### 喫煙目的施設の要件について

政省令の案では、喫煙を主目的とする施設として、①公衆喫煙所 ②喫煙を主目的とするバー、スナック等 ③店内で喫煙可能なたばこ販売店の3種類とし、それぞれの具体的要件を定めております。

我々たばこ販売店については、購入銘柄を試しに吸われるお客様も来店されることから、実態に則した要件になっていると認識しております。また、バー、スナック等についても、成人のみが入店し、愛煙家の方々がよく訪れる店舗も存在することから、事業者の多様性・自主性が尊重され、それぞれが自由に選択できる要件であると考えております。

### 3. その他、改正健康増進法の施行に向けた意見

#### 行政機関に該当する施設について

改正健康増進法にて、敷地内禁煙（特定屋外喫煙場所の設置可）と定められている第一種施設のうち、①二十歳未満の者②患者③妊婦が主たる利用者である施設は政省令の案で明確になりましたが、行政機関に該当する施設が明確になっておりません。改正健康増進法では、「行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る」と記載されておりますが、事務処理が住民票の発行手続き等の住民サービスを行う窓口業務を指すのであれば、窓口業務のない施設については行政機関であっても第二種施設と同様、原則屋内禁煙（喫煙専用室等の設置可）として扱われるべきと考えております。

## 屋外喫煙場所の整備について

私どもは、地方自治体、地域の団体、たばこメーカー等と共同で、数十年前から駅前や繁華街、観光地等で清掃活動を続けています。また、たばこのポイ捨てを防止するためにポケット吸殻入れの配付や喫煙マナーの向上運動等、街や自然の美化に貢献する活動に積極的に取り組んでいるところです。

しかし、改正健康増進法の施行により屋内の消費場所が減少することで、路上喫煙やポイ捨ての増加等が懸念されます。私どもも駅頭や路上等の屋外喫煙場所の整備に引き続き取り組んでまいりますが、国や地方自治体におかれましても、屋外喫煙場所の積極的な整備・助成をお願いいたします。

なお、改正健康増進法の政省令案公表を受け、その案に対して当会の組合員から多くの切実な声が寄せられておりますので、以下に紹介いたします。

## 組合員から寄せられた政省令案に対する声

### 1. 資料「健康増進法施行令の一部を改正する政令案等（概要）」

#### 2. (3) ② 喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出防止にかかる技術的基準

- ✓ 都内でたばこを販売しております。最近、「においが少ない」「たばこを吸わない人に迷惑がかからない」といった理由で、紙巻たばこから加熱式たばこに替えているお客様が増えてきております。そもそも加熱式たばこから発生するものは蒸気にもかわらず、加熱式たばこ専用室の技術的基準が紙巻たばこと同じになっている理由が分かりません。「たばこだから」「少しでも有害な物質が入っているから」というだけで、強引に基準を揃えただけのように感じます。製品の特性から考えても、加熱式たばこ専用室は、喫煙専用室と異なる基準にするべきです。
- ✓ 私は40年以上、たばこ販売業を営んでおります。年々厳しくなってきた売上減少により廃業も考えておりましたが、最近、加熱式たばこを取り扱うようになって、売上に少し回復の兆しが見えてきました。厚生労働省は、ホームページで「加熱式たばこの受動喫煙による将来の健康影響を予測することは困難」としつつも、本省令案では加熱式たばこ専用室の基準を喫煙専用室と同じに扱っております。科学的な根拠がない中で、紙巻たばこを同じ基準を設ける道理がありません。加熱式たばこ専用室の基準を安易に紙巻たばこと同様にすることには反対です。
- ✓ 改正健康増進法は、受動喫煙による健康影響を防止することが目的だと理解しております。その目的に沿って科学的根拠に基づいた基準を設けるべきところ、健康影響が明らかではない加熱式たばこを使用するための専用室の基準について、紙巻たばこと同じ基準となっていることは理解できません。煙の流出を防止するのであれ

ば、部屋に扉が付いていれば十分なのではないでしょうか？

- ✓ 改正健康増進法は、我々たばこ販売店の売上に影響するだけでなく、多くの施設管理者にも影響を及ぼす法律です。今、喫煙専用室として使っている部屋が新たに設けられる基準を満たしていない場合、その部屋をそのまま加熱式たばこ専用室に活用したいと考えている事業者も多いはずです。例えば、扉で区画されている部屋であれば良い等、紙巻と同じではない加熱式たばこ専用室だけで認められる特例を設けるべきです。
- ✓ 最近、ホテルや商業施設で最新の空気清浄機を設置した喫煙ブースをよく見ます。たばこの煙も外に漏れておらず、吸い込んだ煙も浄化されているため、喫煙専用室として法律上も認められるものと考えます。経営の自主努力として投資した既存設備の撤去はあってはならないと考えます。

## 2. 資料「健康増進法施行令の一部を改正する政令案等（概要）」

### 2. (1) ① 特定施設の対象

- ✓ この政令案で、未成年者や患者、妊婦が主な利用者となる施設は明らかになりましたが、第一種施設の「行政機関」とはどの施設を指しているのかが分かりません。例えば、行政サービスを行う市役所が第一種施設に含まれることは理解できますが、それ以外の窓口業務を持たない事務処理のみを行う施設にまで広めるのは反対です。建物内にしっかりとした喫煙室を作り、分煙することで望まない受動喫煙は回避できるはずです。

## 3. 資料「健康増進法施行令の一部を改正する政令案等（概要）」

### 2. (2) ① 喫煙目的施設の要件

- ✓ 常連のお客様がたばこを吸いに来て、一服を愉しまれていくことが多いので、たばこ販売店の店内が喫煙可となったことは大変うれしく思います。これからも、多くのお客様と触れ合いながら、商売を続けていきたいと考えております。
- ✓ 私のお店の近くには、古くから地元住民に愛され、大人がお酒を愉しみながら、たばこを吸うことができるスナックが多くあります。今度の法律でそのようなお店が禁煙になるのかと正直戸惑っておりましたが、たばこの販売をしていれば喫煙可になると分かり、安心いたしました。これからも、そのような地域コミュニティーの場は大切に守っていきべきだと思います。

## 4. 資料「健康増進法施行令の一部を改正する政令案等（概要）」

### 2. (3) ① 特定屋外喫煙場所における受動喫煙を防止するために必要な措置

- ✓ 第一種施設の屋外に設置することができる喫煙場所の要件が定まったことで、多くの施設の屋外に喫煙場所が設置されることを期待しております。また、屋外喫煙場所の数がとても少ないとの声を多くのお客様からいただきます。法律で屋内の喫煙場所が減る分、駅前や路上の喫煙場所はもっと増やすべきです。屋内もダメ、屋外もダメでは、愛煙難民を増やすばかりか、マナーやルール違反を余計助長させてし

まうと思います。

- ✓ 都内のたばこ屋です。日本を訪れる外国人が増えている中、たばこをどこで吸ったらよいか迷っている人をよく見かけます。初めて来る人にも分かりやすいサインを設置しなければ、吸ってはいけないところでたばこを吸ってしまう人が増え、ポイ捨ても増えてしまうと思います。2020年のオリンピック・パラリンピックに向け、日本として、吸えるところをちゃんと確保して、分かりやすく案内することが必要だと思います。
- ✓ 時折、海外旅行に出かけるのですが、海外ではどこの国でも屋外は喫煙可能です。日本は、屋外でも屋内でも駄目、たばこに対する風当たりが強すぎます。毎年なたばこ税収は約2兆円と聞いておりますが、国や自治体には、屋外の喫煙場所をもっと多く設置して欲しいです。
- ✓ 東京都在住のたばこ屋です。最近一方的な規制の話ばかりで本当に寂しく思います。吸う人も吸わない人もいる世の中、お互いが共存できる道を探すべきではないでしょうか？都に収めているたばこ税は、年間約1200億円です。その税金を有効活用して、屋外の喫煙所を多く設置していただきたいです。

## 5. その他

- ✓ 曾祖母の代からたばこ屋をしており、今も自信と誇りをもって日々の商いをしております。最近、お客様は皆、たばこを吸う場所がないと、一様におっしゃっております。今回の法律によって、更に喫煙場所が少なくなれば、喫煙者数が減り、私達の売上が減ることは目に見えています。行き過ぎた規制がこの国を良くするとは思いません。日本は既に喫煙マナーは世界一だと思っております。これ以上過度な内容にならぬよう、強くお願い申し上げます。
- ✓ たばこの煙や吸う場所の議論は毎日のように聞こえてきますが、たばこ税の議論はほとんど耳にしません。年間2兆円以上のたばこ税は、目的税ではなく一般財源として多様な形で国民に還元されていることは理解しております。一方、そのほんの一部でもいいので、分煙のための施設や設備、クリーン活動の費用として使うべきだと長年思っております。これ以上屋内も屋外も規制を厳しくするというなら、公共施設はもとより、個人事業主や施設管理者の投資・労力に対する助成観点からも、喫煙環境を整備する目的にたばこ税の一部を使うべきだと強く思います。東京五輪が近いからとかいいますが、一方的な議論ではなく、世界から来日される喫煙者も非喫煙者も共存できる、日本ならではの分煙五輪が開催されることを切に願っております。

以上